

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	中部地方整備局
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中区三の丸二丁目5-1
工場等の名称	名古屋合同庁舎第2号館
工場等の所在地	名古屋市中区三の丸二丁目5-1
業種	公務その他
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	公務
計画期間	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和3年7月21日 ～ 令和6年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 名古屋合同庁舎第2号館
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	062-953-8120		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

別紙 1 のとおり

(2) 地球温暖化対策の推進体制

別紙 2 のとおり

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 2 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1, 528	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 除く炭素換算） 排出量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1, 528	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（１）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 5 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量	1, 528	t-CO ₂	1, 375	t-CO ₂	10. 0	%

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 5 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排出量		CO ₂		CO ₂		%

（２）目標設定の考え方

政府のオフィス等に関する温暖化対策の計画である政府実行計画の目標「2013年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの2030年度における排出量を政府全体で40%削減」を達成に向けて、今回の目標削減率とした。
--

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理 ・管理体制の整備	・組織横断的な委員会等の設置 ・取組状況等の確認、評価、見直し	・全ての入居官署により地球温暖化対策委員会を組織し、取組状況の確認等を実施する。
一般管理 ・エネルギー使用等の把握及び管理	・エネルギー使用量の把握、計測、記録、分析 ・主要設備等の点検、検査措置の記録、管理	・日々電力量等を把握し記録する。 ・定期的に設備の点検等を実施する。
省エネルギー・省資源の推進・冷暖房	・クールビズ、ウォームビズの推奨 ・設備の運転時間、温度の管理	・地球温暖化対策委員会を通じて、クールビズ、ウォームビズの励行を周知する。 ・業務に支障を及ぼさない範囲内で、適切な運転時間、温度管理を実施する。
省エネルギー・省資源の推進・照明	・LED器具、人感センサー内蔵器具等への更新 ・休憩時間の室内照明の消灯、執務室内照明の一部消灯 ・廊下、待合コーナー、エレベーターホール照明の間引き	・執務室を優先に、LEDへの更新を推進する。 ・継続して廊下、ロビー等の照明の間引きを実施する。
省エネルギー・省資源の推進・OA機器	・パソコン、プリンター、コピー機等の未使用時における主電源のオフ	・地球温暖化対策委員会を通じて、パソコン等の未使用時における主電源のオフを周知する。
省エネルギー・省資源の行動の実践・その他	・エレベーターの台数制御 ・湯沸かしポット利用後の電源オフ	・混雑時間を除く時間帯のエレベーター運転台数の削減を継続する。 ・湯沸かしポットの電源オフの周知及び夜間見回り時の点検を継続する。

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）
平成 2 1 年度	太陽光発電設備	最大出力 3 4 k w、年間発電量約4万 k w h

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

令和 3 年 1 0 月より、再生可能エネルギー由来の電力量が 3 0 %以上の電気供給契約を締結予定。
--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--

令和 3 年 4 月

名古屋合同庁舎第 2 号館における地球温暖化対策について

令和 3 年度温室効果ガス排出削減計画

1. 施設運用面による削減への取組

2019 年 3 月に実施した省エネルギー診断の結果に基づき、庁舎の運用の改善を図って行くこととするが、以下の取組については例年どおり実施。

- ①エレベーターの運転台数の削減（別紙 1）
- ②冷暖房等の空調設備の省エネ運転・コンピューター室の適正な室温管理
- ③廊下、待合コーナー、エレベーターホール照明の無理のない間引き
- ④設備、電子機器等の更新時における高省エネタイプ機器の購入
- ⑤設備増による電気使用量増加の抑制

2. 職員の生活面による削減への取組

- ①休憩時間の室内照明の消灯
- ②「クールビズ」「ウォームビズ」の励行
- ③パソコン、プリンター、コピー機等の未使用時における主電源 OFF
- ④湯沸かしポットの電源の OFF
- ⑤定時退庁の一層の徹底・年次休暇の計画的取得の一層の徹底

3. その他

機会ある毎に電気・ガスの使用量等（別紙 2）を、情報共有し、節減努力を継続する。

名古屋合同庁舎第 2 号館 地球温暖化対策委員会運営要領

（目的）

- 第 1 地球温暖化政府実行計画に即して、名古屋合同庁舎第 2 号館の温室効果ガス排出の削減を効果的に実施していくため、庁舎管理庁である中部地方整備局総務部総務課合同庁舎管理室と各入居官署が整合的かつ有機的な連携を図ることを目的として、「名古屋合同庁舎第 2 号館地球温暖化対策委員会」を設置する。

（委員会の構成）

- 第 2 委員会は、委員長及び委員で構成することとし、次に掲げる者をもって充てるものとする。
- 委員長 名古屋合同庁舎第 2 号館 総務課長補佐
委 員 各入居官署 名古屋合同庁舎第 2 号館幹事会役員（別紙）
- 2 委員長は会務を総括する。
- 3 委員長が不在の時は、名古屋合同庁舎第 2 号館合同庁舎管理係長がその職務を代行する。

（委員会の任務）

- 第 3 委員会は、次の事項について調査及び検討を行うものとする。
- （1）温室効果ガス排出削減計画の策定及び見直しに関すること
 - （2）計画実行にあたっての施設整備に関すること
 - （3）取組みの進捗状況の把握に関すること
 - （4）日常点検の手法に関すること
 - （5）その他必要な事項

（委員会の開催）

- 第 4 委員会が必要に応じ委員長が招集する。
- 各委員は、委員長に対し委員会開催の要請をすることができる。

（事務局）

- 第 5 委員会に関する事務を行う事務局を、名古屋合同庁舎第 2 号館合同庁舎管理室に置く。

（その他）

- 第 6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は委員会で定めるものとする。

（附則）

この要領は、平成 18 年 5 月 1 日から適用する。

平成 29 年 4 月 26 日一部改訂

平成 31 年 4 月 24 日一部改訂